

JMITU北部地域支部
ホームページ
http://jmitu-t-hokubu.org/
メール jmitu.hokubu@gmail.com



北部地域支部機関紙 第252号
2023年 8月10日(木曜日)
JMITU (日本金属製造情報通信労組)
東京地方本部 北部地域支部

こんな解雇は世間で通らないことを示そう!



7月31日 社前ピラ撒き

第一回社前ピラ撒き 横断幕と音出しで地域に宣伝

去る7月31日。豊島区高田にある、研究所のビル前で、Mさんの不当解雇問題を訴える第一回社前ピラ撒きが行われました。ピラを受け取らない人も同じビルの中の会社の人たちにも広く知れ渡りました。横断幕を見てピラをもらいに戻ってくる人、ビル管理会社の社員二人も「苦労様」と言いつて帰っていききました。

Mさんの解雇事件の特徴は解雇に至る具体的事実が何ら語られなかったことです。それもそのはずです。会社がこの人をやめさせたかと思つて弁護士に「委任」します。Mさんのことを知らない弁護士は会社の言うことを「作文」するしかないので

「Mさんの解雇事件の特徴は解雇に至る具体的事実が何ら語られなかったことです。それもそのはずです。会社がこの人をやめさせたかと思つて弁護士に「委任」します。Mさんのことを知らない弁護士は会社の言うことを「作文」するしかないので

今「ビックモーター」の事件が世間をにぎわしていますが、労働組合のない職場では、パワハラで社員を働かせている職場がたくさんあるのではと推察されます。

会社は、裁判で負けたとしても一社員に払うお金は大したことないと思つているかもしれませんが、金では取り返せない大きな損失に気がつくはず。勝利の確信をもってこの闘いをみんなまで支えましょう。

第22回定期大会のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になったことから、4年ぶりに本部3F会議室で行うこと致しました。引き続き感染対策を講じて行います。定期大会は、この一年間の取り組みの成果と教訓について論議し、次年度の方針を確立します。

残暑の厳しい時期ですが、組合員の皆さん、今から予定を空け、出席下さるようお願い致します。

なお、出欠確認はがき(欠席の場合の委任状を兼ねています)を同封していますので、8月18日まで、必ず投函をお願い致します。

日時：2023年8月27日(日) 13:00～本部3F会議室
15:30頃より懇親会を行います。会費 1,000円

8月27日13時より本部3F会議室にて第22回定期大会を行います。

契約期間満了による 雇い止めに注意!

契約期間を区切って働く契約社員などの雇い止めの話は、会社都合の退職になる可能性があります。何回も契約更新しているのに、ある日突然、「契約期間満了をもって次の契約はありません」と言われ雇い止めになるケースが少なくありません。このように場合、会社都合の扱いになる可能性があります。入社時には必ず労働契約書(労働条件通知書等)を書面で受け取ることを。

万が一、契約期間満了で雇い止めと言われたら、「契約更新を希望する」とをはっきりと申し出ることが必要。失業給付を受ける場合、自己都合となれば、待機期間7日+給付制限期間90日。会社都合扱いの場合は待機期間7日のみで失業給付が受けられ、給付日数も大きく異なりますので、注意が必要です。



最低賃金が2022年10月より、東京都は時給1,072円、埼玉県は時給987円に改定されました。パートやアルバイトでもこれ以下は違法です。組合費は組合活動の土台です。きちんと納入しましょう 組合へ御用の方は「執行委員連絡先」までご連絡ください(2ページに掲載)

新しい仲間です よろこしく



Hさん(女性・50代)

郵便局(N本局)の時給制契約社員(時給1,100円・有期雇用2ヶ月)で4月に採用。面接では重量物は「男性社員が扱う」と言われていた。しかし就労3日目に重量物を持ち上げる指示があったが従わなかったところ、出勤カードを取り上げられ入館できず、4日目も雇用満期日まで就労を拒否された。3日間の賃金のみ支払われたが、「雇入通知書」記

載の2ヶ月の賃金は支払われていない。全労連の紹介でJMIU北部地域支部に加入し7月20日、支部役員2名とHさんは郵便局を訪ね「要求書・団交申入書」を部長に手渡した。

Iさん(女性・50代)

都内のクリーニング会社に長年勤務。就労場所・就労時間・業務内容などが同じなのに、突然、新しい社名の「有期雇用契約」(4月21日〜7月20日)に変更された。4月20日ま

で勤務して来た「会社の解雇」か「本人の自主退職」かが分からない。また、4月分の「給与明細書」では有給休暇の残りが、7.5日あり取得できていない。新会社の「有期雇用契約」満了日以降の雇用がどうなるか、更新しないときの「退職・離職理由はどうなるか」も不明であるので不安になり、知人の紹介でJMIU北部地域支部に加入。7月19日、会社を訪ね「要求書・団交申入書」を提出した。支部は、新会社の取締役および旧会社の社長と交渉を開始した。Iさんに不利にならないような解決に努力中。

投稿写真コーナー 「ササゴイ」



鳥の名前は「ササゴイ」といいます。婚姻色に染まった大きな雄ヤマベを捕まえたところです。夏の渡り鳥で、今の季節は巣だった若鳥たちも狩に現れます。

この鳥は姿勢が低く、背景にも溶け込みやすいので気がついたらすぐ近くに居たなんてこともあります。釣り人だったら絶対に釣りたいと思う大きな雄ヤマベを、狙い撃ちの様に捕まえます。入間川で。



地域支部の設立当時からの組合員で、長年組合費の徴収を担当してきた執行委員のHさんが、体を痛め、会議への出席が困難な状態の為、今年度をもって労働組合を脱退したいとの連絡を頂きました。

先日、役員に電話があり、「18歳から労働組合一筋で生きてきた。そのことが、生きる柱にもなっていた。こんな状態になったことをふがいなく思うが仕方ない。皆さんによろしく」とのご挨拶がありました。澤さんは引き続き「協力員」として地域支部をサポートしていただきます。長い間お疲れさまでした。

最低賃金これで 良いわけないでしょう！

7月28日。中央最低賃金審議会は今年の最低賃金を加重平均で1002円、41円(4.3%)引き上げとなる目安を厚生労働大臣に答申しました。

この額では物価高騰を後追いするだけで、最低賃金近くで働く人たちの生活改善にもつながりません。

世界に目を向けると、物価高騰のもと最低賃金は大幅に引き上げられています。

日本は何時まで今の仕組みを放置するのか。国は中小企業に対する支援強化に踏み出すべきです。

今後の日程

- 8月18日(金)10:00~:臨時執行委員会(ニッカン事務所)
- 24日(金)18:40~:地協幹事会(ニッカン事務所)
- 27日(日)13:00~:第22回定期大会(本部3F会議室)
- 28日(月)18:40~:地協組織部会(ニッカン事務所)
- 30日(水)17:30~:入間市駅頭宣伝
- 9月 3日(日)13:00~:秋闘第2次討論集会(ニッカン事務所)
- 5日(火)秋闘事前申し入れ交渉
- 9日(土)13:00~:街頭無料労働相談会(川越西口)
- 12日(火)07:30~:工業団地向け早朝宣伝(森林公園)
- 13日(水)12:20~:第293回金属反合共同行動
- 20日(水)秋闘統一要求日
- 24日(日)08:30~:第1回組合員集合日(本部3F会議室)
- 13:00~:街頭無料労働相談会(池袋ビックカメラ交差点)
- 27日(水)秋闘回答確約交渉
- 30日(土)~10月1日(日)リーダー養成講座(ニューウェルシティ湯河原)

執行委員連絡先

- 執行委員長
- 副執行委員長
- 書記長
- 執行委員
- 執行委員
- 執行委員
- 特別執行委員
- 特別執行委員
- 特別執行委員
- 特別執行委員
- 特別執行委員